

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター  
臨床医学倫理審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター（以下「当センター」という。）の職員が行う診療及び研究に関する医療行為について、倫理性の適正な保持と促進に資するに必要な検討や助言等を行うことを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、当センターの総長（以下「総長」という。）は、「地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター臨床医学倫理審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる委員により構成する。なお、男女両性をもって構成されなければならない。

- (1) 副院長
- (2) 内科系医師
- (3) 外科系医師
- (4) 看護部長
- (5) 薬局長
- (6) 事務局長
- (7) 医療安全管理室
- (8) 外部有識者
- (9) その他、委員長が指名する者

- 2 委員は、総長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから総長が任命する。
- 5 委員長は、会議を総括し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在もしくは事故等によりその職務を行うことができない場合は、副委員長がその職務を代行する。
- 7 必要に応じ、問題に深く関係する部署より職員を招集、または外部委員を招聘し委員会へ参加させるものとする。

(運営等)

第4条 委員会の運営等については総長が別に定めるところにより行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

2 大阪府立病院腎移植委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

改訂内容：臨床研究にかかる審議委員会変更にともなう改訂。

委員会名称を臨床医学倫理委員会から「臨床医学倫理審査委員会」へ変更。

附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。